



きもつき民商 ニュースレター

2019 年 12 月 20 日号

Tel : 0994-40-6646 Fax : 0994-40-6647



■年末調整について

12 月に入ると年末調整など事務作業も繁忙期に入ります。年末調整のことで困っている方、心配な方は、お気軽に民商へご相談下さい。

事務局に来られるときは、事前にご連絡の上、以下の資料等を持ってきてください。

2019 年の給与台帳・源泉徴収簿、生命保険料、地震保険料の控除証明書、社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金払込証明書、住宅ローン残高証明書・特別控除申告書、前職がある場合給与所得の源泉徴収票、扶養の異動状況、配偶者の所得がわかる資料、2019 年の源泉所得税の納付書控、印鑑、税務署・市役所・役場から送られてきた年調・源泉税に関する封筒等

■消費税増税・軽減税率対応学習会を開催しました



11 月に第一鹿屋青果市場さんと合同で農業者のための消費税学習会を 3 回開催、約 30 名の方が参加しました。複数税率・インボイス制度や農業の方に特に影響がある課税売上の計算方法の変更などについて学習しました。増税後、売上減少、コスト増加など営業とくらしに深刻な影響が出てきています。税金の集め方と使い方を正せば、消費税に頼らない財源確保が可能になり、税率引き下げ・廃止への道を

開くことができます。景気を回復させ、暮らしと地域経済を守るために消費税を 5%に引き下げ・複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める署名や取り組みへのご協力をお願いいたします。

消費税率改正に伴う、記帳、計算等で不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。

■婦人部より

新年 1 月 11 日（土）に新年会を予定しています。参加を希望される方は、お気軽に事務局までご連絡下さい。

※裏面へ続く

■税務調査相談が増えています

今年は、税務調査で相談、入会される方が増えています。
売上高が、900 万円台の方に調査が集中しています。これは売上高が 1,000 万円を超えると消費税の納税義務者になるため、そこを狙っているものと考えられます。
売上の計上もれがないように注意しましょう。

■ 1 1 月の相談活動

4 9 件（税金 1 4 件、金融 6 件、経営 2 3 件、社会保障 1 件、生活・法律相談 5 件）
（相談例）

- ・税務調査対応について
- ・消費税増税、軽減税率導入に伴うパソコン会計移行、PC 購入、入替について
- ・法人決算
- ・株式譲渡
- ・給与報告書の訂正について

■（共済会）県連共済会主催・グラウンドゴルフ大会 2 連覇！！

11 月 17 日（日）霧島市にて開催されたグラウンドゴルフ大会に、きもつき民商から 2 チームが参加、県内の各民商、総勢 41 名が参加するなか、見事、2 年連続で団体優勝と準優勝を勝ち取りました。他の民商の方々と親睦を深めると共に、健康づくりの一環としてとてもいい運動になりました。



■（共済会）大腸がん検診再検査助成金について

先日実施した大腸がん検診に対して、再検査を受けた受診者 1 人につき 5,000 円を上限に、再検査費用を助成しています。
申請は実施後 3 ヶ月以内を期限としていますので、申請される方は、早めに事務局までご連絡下さい。

■ 1 2 月の主な行事予定

7 日（土）事務局長会議 8 日（日）県連・理事会
15 日（日）県連共済会・理事会 18 日（水）県連・拡大推進委員会
※年末年始休暇 12 月 28 日（土）～1 月 5 日（日）

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ち取る運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。